

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 585

平成22年10月4日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

企業の競争力強化に水を差す動き
日本経団連、会社法見直しで声明

2006年に会社法が施行され約4年が経過した。ところが、今年4月から金融庁法制審議会において、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の在り方と親子会社の規律を主なテーマとして、見直しを前提に検討が始まっている。

まだ4年しか経たず、企業内で会社法実務がようやく定着しつつある段階である。この間、企業は関連する金融商品取引法や証券取引所規則等のルールも踏まえ、それぞれに適した企業統治の在り方を追求しており、健全な企業活動への努力は評価されている。

しかし、法制審議会は「会社を取り巻く幅広いステークホルダー(利害関係者)からの一層の信頼を確保する観点」で見直しを行うと言う。その背景には、一部の企業による不祥事や濫用的な行為で、CSR(企業の社会的責任)を果たしていないという問題意識が想定される。

これに対し経団連は「一部企業による不祥事などのために、健全な事業活動を行っている企業も含めた企業全体に対して、一律に過重な規制や義務を課すべきではない」と反論。つまり、必要な程度や範囲を超えて規制を課すことになれば、企業活動を委縮させ競争力を削ぎ、日本経済全体の持続的な成長を阻害する、と警告を發した声明である。今は改正の時期ではない、というのが経済界の総意とみていい。

ただし、日本では「企業統治」の概念は曖昧であり、咀嚼が不十分という課題は残っている。

税務会計

ペイオフの損失の税務上の取り扱い
元本1千万円超は雑損控除対象外

日本振興銀行の破綻を受け、同行の金融整理管財人を務める預金保険機構は1971年の制度創設後初となるペイオフを実施した。

ペイオフにより保護されるのは、当座預金など決済用預金の場合は全額だが、普通預金や定期預金などの場合は元本1千万円とその利息まで。これを超える部分の預金は保護の対象外。破たんした金融機関の財産状況に応じて弁済される規定にはなっているが、全額戻すことは考えられない。

預金保険機構によると、名寄せの結果(速報値)、振興銀が破綻した10日時点で元本1千万円超の預金者は3,423人、元本1千万円超の部分だけを合計すると約110億円という。

現時点で振興銀が1,800億円超の債務超過に陥っていることを考えれば、預金など一般債権は大幅にカットされるとみられ、1千万円超の大部分は戻ってこないだろう。

では、こうしたペイオフで保護されない1千万円超の部分に係る損失は、税務上何らかの救済措置があるのだろうか。結論を言えば、法人の場合は損金になるが、個人の場合は控除されない。

雑損控除の適用が考えられるが、現行では、地震や風水害などの自然災害、火災・火薬類の爆発など人為的災害や、盗難、横領の場合などが雑損控除の対象とされ、詐欺や恐喝による損害と同様、ペイオフは適用対象外となる。

預金した責任は預金者にあるとの「自己責任」の考え方が対象外とする理由のようだ。

今週のキーワード

会社法

日本では、明治時代以来、会社法と題する法令は存在せず、会社に関する法律を総称する名称として用いられていた。しかし、2005年の法改正によって、それらを統合・再編成する法律として会社法が制定され、2006年5月1日に施行された。今回の日本経団連の主な論点は、企業統治の在り方や親子会社の規律の他に、株式買取請求権を行使できる株主の範囲の見直し、企業再編時のブランド保護、企業組織再編等により子会社の手元にある親会社株式の継続的保持など。